

一般事業主行動計画

計画期間 2023年12月1日～2028年11月30日

- ・ 育児休業に関する情報提供の仕組みを整備する。
- ・ 男性の育児休業を促進する。

対策

2023年12月～ 育児休業について啓蒙資料を作成する。

(育児休業法の改正事項、男性の育児休業制度を含む)

2023年12月～ 育児休業についての案内や社内手続きガイドのブラッシュアップをする。

以上